

# 教育委員会定例会日程

令和2年（2020年）3月24日

## 1 開 会

## 2 前回会議録の承認

## 3 会議録署名委員の決定

## 4 報告事項

(1) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた対応について

(資料1・2 教育部・文化部)

(2) 史跡小田原城跡住吉橋の被害状況について

(資料3 文化財課)

## 5 議事

### 日程第1

#### 議案第13号

小田原市生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則について

(生涯学習課)

### 日程第2

#### 議案第14号

小田原市社会教育指導員規則を廃止する規則について

(生涯学習課)

### 日程第3

#### 議案第19号

社会教育主事の任命について

(教育総務課)

### 日程第4

#### 報告第2号

事務の臨時代理の報告（令和2年3月補正予算（追加議案））について

(学校安全課)

### 日程第5

#### 議案第15号

小田原市教育委員会職員職名規則の一部を改正する規則について

(教育総務課)

### 日程第6

#### 議案第16号

小田原市教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則について

(教育総務課)

日程第 7

議案第 17 号

小田原市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則について (教育総務課)

日程第 8

議案第 18 号

小田原市教育委員会文書管理規則の一部を改正する規則について (教育総務課)

6 その他

令和元年度教育委員会事務の点検・評価後の状況について (資料 4 教育総務課)

7 閉 会

## 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた対応について (令和 2 年 3 月 24 日時点)

### 1 2 月 28 日時点の状況

- (1) 2 月 27 日の政府の要請を踏まえ、新型コロナウイルスの感染症のまん延防止のため、市立小・中学校及び幼稚園は**3 月 2 日から 3 月 25 日まで臨時休業**とする（学校保健安全法第 20 条 学校の設置者市長による措置）。
- (2) 学校等の諸活動の取扱いを決定
  - ・ **修了式** 3 月 25 日に実施
  - ・ **卒業式** 3 月 25 日に延期し実施。ただし、出席者は卒業生と教職員のみとする。
  - ・ **卒園式** 3 月 25 日に延期
  - ・ **部活動** 当面実施しない
  - ・ **通知表** 2 月 28 日までの状況で評価
  - ・ **幼稚園の一時預かり** 実施
  - ・ **給食** 休止し、返金
- (3) 臨時休業に伴うその他の措置を決定
  - ・ **放課後児童クラブ** 臨時休業中は、土曜日・長期休業中の日課で実施※ 上記については、児童・生徒の下校に併せてプリントを配布するとともに、議会・記者クラブに情報提供した。

### 2 3 月 4 日時点の状況

保護者等から、主に卒業式への出席範囲について多くの意見が寄せられたため、2 月 28 日付け通知では十分記載していなかった臨時休業等の措置に関する理由を「教育長メッセージ」としてホームページ（まごころ通信）に掲載した。

#### 【臨時休業等の措置に関する理由】

- ・ 「子供の命を守ることが最優先」であり、「感染拡大の防止に、この 1・2 週間が極めて重要な時期」であるとされたこと。
- ・ 卒業式を延期したのは、できるだけ遅く開催することで状況が少しでも改善する可能性があると考えたから。
- ・ 卒業式を卒業生と教職員だけで行うこととしたのは、大人が卒業式に出席することで会場内の集団規模が拡大し、児童生徒の感染リスクが増すため。

### 3 3 月 17 日時点の状況

臨時休業以降に寄せられた学校や保護者からの意見の集約、県内市町村の対応状況の情報収集、近隣市町村での感染症の発生状況、小田原市学校保健会会長からの意見聴取などを

踏まえて、2月28日に通知した内容を一部変更・追加することを決定し、保護者あてお知らせをホームページに掲出した。

**【一部変更・追加することとした理由】**

- ・ 3月9日に国の新型コロナウイルス対策専門家会議が「一定程度持ちこたえている」との見解を出したこと。
- ・ 近隣市町における感染者の発生が、小田原保健福祉事務所管内で1件にとどまっております、その後、現時点まで感染者が出ていないこと。
- ・ 人と人が近距離で接触することを防ぐような方策や手指の消毒を徹底していくことなどで、感染リスクを低減できると考えたこと。

**【変更点】**

- ・ 卒業式に保護者（卒業生1人につき1人まで）の出席可

**【追加事項】**

- ・ 希望者への修了証及び卒業証書の別室・別日での授与を行う。
  - ・ 修了式及び卒業式に不参加の場合にも欠席の扱いにならない。
  - ・ 始業式及び入学式を4月6日（月）に行う。
  - ・ 新年度の小・中学校及び幼稚園の給食実施開始予定日
  - ・ 学校環境に関する基本方針
- 等

#### **4 3月24日時点の状況**

児童・生徒の最終登校日となる3月25日に、4月6日からの授業等の再開に関する情報を記した通知を学校から家庭に配布するため、当面の対応として次の事項を決定した。

なお、神奈川県においては、文部科学省からの3月24日付けの通知内容を踏まえた県としての方針を3月24日中に市町村に通知するとのことであった。

市としての当面の対応は、文部科学省の通知にも沿った内容であり、県からの通知を待たずに各学校に通知した。

- ・ お子様の健康管理について（お願い）
- ・ 学校の行事は、実施内容や場所、時期を工夫して実施
- ・ 校外学習は電車やバスを利用しない範囲で行う。
- ・ 給食は4月10日から実施（対面での喫食を避ける、手洗い徹底、大声での会話への注意、健康状態に不安のない児童生徒による配膳）
- ・ 部活動は、授業日の朝練習の中止、適切な休養日の設定、活動時間の短縮、練習試合・大会等への参加を自粛する。

## 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた対応について（文化部）

## 1 施設（3月19日現在）

施設名称	対応状況
小田原文学館・白秋童謡館	3月4日から3月31日まで休館
郷土文化館	3月4日から3月31日まで休館
松永記念館	3月4日から3月31日まで休館
尊徳記念館	開館 (3月4日から3月31日まで展示室・二宮尊徳生家は休止)
清閑亭	3月9日から3月31日まで休館
旧松本剛吉別邸および皆春荘	3月7日から3月31日まで休館
市立図書館	3月2日から3月29日まで休館 ※インターネットから予約した本の受取のみ可 ※3月30日、31日は一部開館（利用制限あり）
かもめ図書館	3月2日から3月31日まで休館 ※インターネットから予約した本の受取のみ可
マロニエ図書室、いずみ図書コーナー、こゆるぎ図書コーナー、けやき図書室、国府津学習館図書室、尊徳記念館図書室	3月2日から3月31日まで休館 ※インターネットから予約した本の受取のみ可
生涯学習センターけやき	開館（けやき図書室は休館）
生涯学習センター国府津学習館	開館（図書室は休館）

## 2 イベント

イベント名	日程	対応	担当
ギャラリートーク（松永記念館特別展示）	3月 1日 3月 28日	中止	郷土文化館
内野邸特別見学会	3月 1日	中止	郷土文化館
松永記念館 庭園呈茶	3月 1日 3月 14日	中止	郷土文化館
ミュージアムリレー 第274走 （松永記念館）	3月 6日	中止	郷土文化館
郷土探究会「土器を見ながら遺跡を歩こう」	3月 7日	中止	郷土文化館
特別講演会「松永耳庵の田舎家趣味-柳瀬山荘から老櫓荘・無住庵へ」	3月 14日	中止	郷土文化館
かもめ名画座	3月 20日	中止	かもめ図書館
子ども映画会	3月 22日	中止	尊徳記念館
博物館講演会	3月 22日	中止	郷土文化館
尊徳生家いろいろ燻蒸	3月 28日	中止	尊徳記念館
一日絵本の部屋	3月 28日	中止	市立図書館
小田原城総構 遺跡見学会	3月 28日	開催延期 （開催日未定）	文化財課
うたごえピクニック（小田原文学館）	3月 28日	中止	かもめ図書館
絵本のおよみきかせ 英語の絵本よみきかせ（3月 15日）	3月 31日 まで	中止	かもめ図書館 市立図書館
松永見聞楽「松永記念館を楽しむ見学会」	3月 29日	中止	郷土文化館

# 史跡小田原城跡住吉橋の被害状況について

## 1 概要

住吉橋は、江戸時代の正規登城ルートにあった小田原城の橋で、平成2（1990）年3月に復元木造橋として竣工した。

現在の橋は、平成30年（2018年）3月に保存修理（架け替え）したものである。

この住吉橋の擬宝珠（ぎぼし）から欄干及び床板にかけて油を捲かれたものである（別添写真のとおり）。

## 2 経緯

令和2年3月11日（水） 付着物に気づく（雨後のため油と認識できず）

3月13日（金） 付着物が油であることを確認

※付着範囲は橋中央部東側擬宝珠から平場、西側欄干にかけて、幅約2m長さ4.6mに及ぶことを確認

同日午後 理事者等への報告、報道機関及び市議会、文化財保護委員会、史跡小田原城跡調査・整備委員会等へ情報提供

同日夜半 小田原警察署と現場立合い及び被害確認

3月16日（月） 小田原警察署へ被害届を提出

同日午後 芹澤毅工務店（施工業者）による現場確認

3月18日（水） 東京文化財研究所による現場確認

## 3 今後の対応

- ・小田原警察署の指導に基づき、告訴状を提出する予定
- ・神奈川県文化遺産課を通じて、文化庁へ毀損届を提出する予定
- ・復旧については、専門家と協議の上、最適な方法を検討中
- ・再発防止として、夜間巡回の強化と防犯カメラや人感センサーライトの設置等を検討中



住吉橋位置図



状況写真1（南から）



状況写真2（西から）



状況写真3（東から）

議案第 13 号

小田原市生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則について  
小田原市生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則について、議決を  
求める。

令和 2 年 3 月 24 日提出

小田原市教育委員会  
教育長 栢沼 行雄

小田原市生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市生涯学習センター条例施行規則（平成19年小田原市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表第2の1の表ホール・舞台用設備の項中

反響板	午前・午後 ・夜間各1 回	3,000	1式
所作台		5,000	1式
能舞台セット		5,000	1式
金びょうぶ		1,000	1式
グランドピアノ		2,000	1台
拡声装置（マイクロホン付き）		3,000	1式
ワイヤレスマイクロホン		1,000	1本
CDプレーヤー		500	1台
テープレコーダー		500	1台
16ミリ映写機		1,500	1台
スライド映写機		800	1台
ビデオプロジェクターセット		1,100	1式
コンセント	200	1口	
展示用照明設備	1日	2,000	1式

を

反響板	午前・午後 ・夜間各1 回	3,000	1式
所作台		5,000	1式
能舞台セット		5,000	1式
金びょうぶ		1,000	1式
グランドピアノ		2,000	1台
拡声装置（マイクロホン付き）		3,000	1式
ワイヤレスマイクロホン		1,000	1本
CDプレーヤー		500	1台
テープレコーダー		500	1台
16ミリ映写機		1,500	1台

に改める。

スライド映写機	800	1台
ビデオプロジェクターセット	1,100	1式
コンセント	200	1口

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

小田原市生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則

[改正理由]

生涯学習センター本館の器具の一部を廃止することに伴い、当該器具の使用料に係る規定を削除するため改正する。

[内 容]

生涯学習センター本館に設置されている展示用照明設備の器具使用料に係る規定を削除することとする。（別表第2関係）

[適 用]

公布の日



小田原市生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則 新旧対照条文

○小田原市生涯学習センター条例施行規則（平成19年小田原市教育委員会規則第3号）（抄）

改正後					改正前				
別表第2（第5条関係）					別表第2（第5条関係）				
設備名等		時間 区分	金 額	備 考	設備名等		時間 区分	金 額	備 考
(略)					(略)				
ホ ー ル ・ 舞 台 用 設 備	反響板		3, 00 0	1 式	ホ ー ル ・ 舞 台 用 設 備	反響板		3, 00 0	1 式
	所作台		5, 00 0	1 式		所作台		5, 00 0	1 式
	能舞台セット		5, 00 0	1 式		能舞台セット		5, 00 0	1 式
	金びょうぶ		1, 00 0	1 式		金びょうぶ		1, 00 0	1 式
	グランドピアノ		2, 00 0	1 台		グランドピアノ		2, 00 0	1 台
	拡声装置（マイクロホン付き）	午前・ 午	3, 00 0	1 式		拡声装置（マイクロホン付き）	午前・ 午	3, 00 0	1 式

ワイヤレスマイクロホン	後・ 夜間 各1 回	1, 00 0	1 本
CDプレーヤー		50 0	1 台
テープレコーダー		50 0	1 台
16ミリ映写機		1, 50 0	1 台
スライド映写機		80 0	1 台
ビデオプロジェクター セット		1, 10 0	1 式
コンセント		20 0	1 口
(略)			

ワイヤレスマイクロホン	後・ 夜間 各1 回	1, 00 0	1 本
CDプレーヤー		50 0	1 台
テープレコーダー		50 0	1 台
16ミリ映写機		1, 50 0	1 台
スライド映写機		80 0	1 台
ビデオプロジェクター セット		1, 10 0	1 式
コンセント		20 0	1 口
<u>展示用照明設備</u>	<u>1日</u>	<u>2,</u> <u>00</u> <u>0</u>	<u>1</u> <u>式</u>
(略)			

議案第 14 号

小田原市社会教育指導員規則を廃止する規則について  
小田原市社会教育指導員規則を廃止する規則について、議決を求める。

令和 2 年 3 月 24 日提出

小田原市教育委員会  
教育長 栢沼 行雄

## 小田原市社会教育指導員規則を廃止する規則

小田原市社会教育指導員規則（昭和48年小田原市教育委員会規則第4号）は、廃止する。

### **附 則**

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

小田原市社会教育指導員規則を廃止する規則

[廃止理由]

会計年度任用職員制度の導入に伴い、社会教育指導員の職を非常勤特別職の嘱託員から会計年度任用職員に変更するため廃止する。

[廃止年月日]

令和 2 年 4 月 1 日

議案第 19 号

社会教育主事の任命について

社会教育主事の任命について、議決を求める。

令和 2 年 3 月 24 日提出

小田原市教育委員会

教育長 栢沼 行雄

## 社会教育主事の任命について

### 【任命】

氏名	所属	職名	発令年月日
八田 善幸	生涯学習課	生涯学習係長	令和2年4月1日
脇 賢裕	生涯学習課	主査	令和2年4月1日

### 【解任】 ※令和2年4月1日付け人事異動により解任

氏名	所属	職名	発令年月日
			解任年月日
石井 淳子	生涯学習課	生涯学習係長	平成31年4月1日
			令和2年3月31日

### 《参考》

#### ○社会教育法（一部抜粋）

（社会教育主事の職務）

**第9条の3** 社会教育主事は、社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与える。但し、命令及び監督をしてはならない。

（社会教育主事の資格）

**第9条の4** 次の各号のいずれかに該当する者は、社会教育主事となる資格を有する。

(1) 大学に2年以上在学して62単位以上を修得し、又は高等専門学校を卒業し、かつ、次に掲げる期間を通算した期間が3年以上になる者で、次条の規定による社会教育主事の講習を修了したもの

イ 社会教育主事補の職にあった期間

ロ 官公署、学校、社会教育施設又は社会教育関係団体における職で司書、学芸員その他の社会教育主事補の職と同等以上の職として文部科学大臣の指定するものにあった期間

ハ 官公署、学校、社会教育施設又は社会教育関係団体が実施する社会教育に関する事業における業務であって、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するものとして文部科学大臣が指定するものに従事した期間（イ又はロに掲げる期間に該当する期間を除く。）

(2) 教育職員の普通免許状を有し、かつ、五年以上文部科学大臣の指定する教育に関する職にあった者で、次条の規定による社会教育主事の講習を修了したもの

(3) 大学に二年以上在学して、六十二単位以上を修得し、かつ、大学において文部科学省令で定める社会教育に関する科目の単位を修得した者で、第一号イからハまでに掲げる期間を通算した期間が一年以上になるもの

(4) 次条の規定による社会教育主事の講習を修了した者（第一号及び第二号に掲げる者を除く。）で、社会教育に関する専門的事項について前三号に掲げる者に相当する教養と経験があると都道府県の教育委員会が認定したもの

報告第2号

事務の臨時代理の報告（令和2年3月補正予算（追加議案））について

小田原市教育長に対する事務委任等に関する規則（平成10年小田原市教育委員会規則第4号）第3条第1項の規定により、別紙のとおり臨時代理したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和2年3月24日提出

小田原市教育委員会  
教育長 栢沼 行雄

## 令和2年3月補正予算（その2）概要

(歳入)

(単位：千円)

科目	補正額	主な内容
(項) 国庫補助金 (目) 教育費補助金 (節) 教育総務費補助金	195,611	<u>公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金</u>
(項) 国庫補助金 (目) 教育費補助金 (節) 小学校費補助金	11,356	<u>学校施設環境改善交付金</u>
(項) 市債 (目) 教育債 (節) 小学校債	113,800	<u>義務教育施設整備事業債</u>
(項) 市債 (目) 教育債 (節) 教育総務債	248,100	<u>義務教育施設整備事業債</u>
合計	568,867	

(歳出)

(単位：千円)

科目	補正額	主な内容	財源内訳			
			国県支出金	地方債	その他	一般財源
(項) 教育総務費 (目) 事務局費	100	子どもの生きる力育成経費 <u>ICT教育推進事業</u> ・審査委員会アドバイザー謝礼	0	0	0	100
	446,844	子どもの生きる力育成経費 <u>ICT教育推進事業</u> ・校内通信ネットワーク整備事業費	195,611	248,100	0	3,133
(項) 小学校費 (目) 学校管理費	125,710	小学校教育環境整備経費 <u>学校施設維持・管理事業</u> ・特別教室空調設備設置工事 (芦子、町田、片浦、曾我、前羽)	11,356	113,800	0	554
合計	572,654		206,967	361,900	0	3,787

(繰越明許費補正)

(単位：千円)

事業名	繰越額	財源内訳			
		国県支出金	地方債	その他	一般財源
<u>ICT教育推進事業</u> ・審査委員会アドバイザー謝礼 ・校内通信ネットワーク整備事業費	446,944	195,611	248,100	0	3,233
<u>学校施設改修事業（その2）</u> ・特別教室空調設備設置工事 (芦子、町田、片浦、曾我、前羽)	125,710	11,356	113,800	0	554

議案第 15 号

小田原市教育委員会職員職名規則の一部を改正する規則について  
小田原市教育委員会職員職名規則の一部を改正する規則について、議決を求める。

令和 2 年 3 月 24 日提出

小田原市教育委員会  
教育長 栢沼 行雄

## 小田原市教育委員会職員職名規則の一部を改正する規則

小田原市教育委員会職員職名規則（昭和36年小田原市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「小田原市職員定数条例（昭和24年小田原市条例第100号）第2条に規定する」を削り、「の職員」を「における常時勤務を要する職員（以下「職員」という。）」に改める。

第6条を削り、第7条を第6条とする。

### **附 則**

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

小田原市教育委員会職員職名規則の一部を改正する規則

[改正理由]

地方公務員法が一部改正され、臨時的任用が常時勤務を要する職に欠員を生じた場合に限定されることに伴い、本市教育委員会における職員の職名についてこれに応じた措置を講ずるため改正する。

[内 容]

1 臨時の事務等に係る職名の廃止（旧第6条関係）

臨時の事務又は技術的業務に係る職名を廃止することとする。

2 その他

規定を整備することとする。

[適 用]

令和 2 年 4 月 1 日

小田原市教育委員会職員職名規則の一部を改正する規則 新旧対照条文

○小田原市教育委員会職員職名規則（昭和36年小田原市教育委員会規則第1号）（抄）

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> この規則は、小田原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）における常時勤務を要する職員（以下「職員」という。）の職名に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">(法令に基づく職名の併用)</p> <p><b>第6条</b> (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> この規則は、<u>小田原市職員定数条例（昭和24年小田原市条例第100号）第2条に規定する小田原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の職員</u>の職名に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p><b>第6条</b> <u>臨時の事務又は技術的業務が発生した場合は、次の職名を用いることができる。</u></p> <p style="margin-left: 20px;">(1) <u>事務嘱託、技術嘱託、技能嘱託、業務嘱託</u></p> <p style="margin-left: 20px;">(2) <u>臨時事務員、臨時技術員、臨時技能員、臨時業務員</u></p> <p><u>2 前項第1号に規定する者は、上司の命を受け、特定の事務、技術、技能又は業務に従事する。この場合において、臨時的雇用期間は、1年以内とする。</u></p> <p><u>3 第1項第2号に規定する者は、上司の命を受け、事務、技術、技能又は業務に従事する。この場合において、臨時的雇用期間は、6月以内とする。ただし、更新することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(法令に基づく職名の併用)</p> <p><b>第7条</b> (略)</p>

議案第 16 号

小田原市教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則について

小田原市教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則について、議決を求める。

令和 2 年 3 月 24 日提出

小田原市教育委員会

教育長 栢沼 行雄

## 小田原市教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則

小田原市教育委員会傍聴規則（昭和56年小田原市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の3項を加える。

- 2 傍聴券は、会議の会場の入口において先着順により交付する。
- 3 傍聴券は、その交付を受けた当日に限り有効とする。
- 4 傍聴券は、退場するときに係員に返還しなければならない。

第5条第5号中「又は録音をすること」を「若しくは録音をし、又は携帯電話、パソコン等の情報通信機器を使用すること。ただし、特に教育長の許可を得たときは、この限りでない」に改める。

様式第2号を次のように改める。

**様式第2号**（第2条関係）

（表面）

<p>小田原市教育委員会会議傍聴券</p> <p style="text-align: right;">受付番号 _____</p> <p>当日に限り有効</p> <p style="text-align: center;">小田原市教育委員会</p> <p>※入室の際には、本券を入口で係員からお受け取りください。また、退場する際には、本券を御返却ください。</p>
--

（裏面）

<p>お 願 い</p> <p>1 傍聴に際しては、係員の指示に従い、次の事項を守ってください。</p> <p>(1) 傍聴席以外の場所に立ち入らないこと。</p> <p>(2) 私語、談笑その他騒がしい行為をしないこと。</p> <p>(3) 会議の言論に対して拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。</p> <p>(4) 飲酒又は喫煙をしないこと。</p> <p>(5) 写真、映画等の撮影若しくは録音をし、又は携帯電話、パソコン等の情報通信機器を使用しないこと。ただし、特に教育長の許可を得たときは、この限りでない。</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、会議の妨害となるような行為をしないこと。</p> <p>2 会議を公開しないこととする議決があったときは、速やかに退場してください。</p>
---

**附 則**

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

小田原市教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則

[改正理由]

教育委員会の会議の傍聴の運用の見直しに伴う所要の整備を行うため改正する。

[内 容]

1 傍聴手続の整備（第2条関係）

傍聴の手続について、次の事項を明記することとする。

- (1) 傍聴券は、会議の会場の入口で先着順の交付とする。
- (2) 傍聴券は、交付日に限り有効とする。
- (3) 傍聴券は、退場時に返還するものとする。

2 禁止行為の追加（第5条関係）

会議を傍聴する者の携帯電話、パソコン等の情報通信機器の使用を禁止することとする。

3 様式の変更（様式第2号関係）

傍聴券の様式について、当日限り有効であることを明示するほか、裏面に傍聴時の注意事項を記載することとする。

[適 用]

令和 2 年 4 月 1 日

小田原市教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則 新旧対照条文

○小田原市教育委員会傍聴規則（昭和56年小田原市教育委員会規則第2号）（抄）

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（傍聴の手続）</p> <p><b>第2条</b> （略）</p> <p><u>2 傍聴券は、会議の会場の入口において先着順により交付する。</u></p> <p><u>3 傍聴券は、その交付を受けた当日に限り有効とする。</u></p> <p><u>4 傍聴券は、退場するときに係員に返還しなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">（禁止行為）</p> <p><b>第5条</b> 傍聴する者は、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1)～(4) （略）</p> <p>(5) <u>写真、映画等の撮影若しくは録音をし、又は携帯電話、パソコン等の情報通信機器を使用すること。ただし、特に教育長の許可を得たときは、この限りでない。</u></p> <p>(6) （略）</p>	<p style="text-align: center;">（傍聴の手続）</p> <p><b>第2条</b> （略）</p> <p style="text-align: center;">（禁止行為）</p> <p><b>第5条</b> 傍聴する者は、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1)～(4) （略）</p> <p>(5) 写真、映画等の撮影<u>又は録音をすること。</u></p> <p>(6) （略）</p>

改 正 後

様式第2号（第2条関係）

（表面）

小田原市教育委員会会議傍聴券

受付番号 \_\_\_\_\_

当 日 に 限 り 有 効

小田原市教育委員会

※入室の際には、本券を入口で係員からお受け取りください。また、退場の際には、  
本券を御返却ください。

（裏面）

お 願 い

- 1 傍聴に際しては、係員の指示に従い、次の事項を守ってください。
  - (1) 傍聴席以外の場所に立ち入らないこと。
  - (2) 私語、談笑その他騒がしい行為をしないこと。
  - (3) 会議の言論に対して拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
  - (4) 飲酒又は喫煙をしないこと。
  - (5) 写真、映画等の撮影若しくは録音をし、又は携帯電話、パソコン等の情報通信機器を使用しないこと。ただし、特に教育長の許可を得たときは、この限りでない。
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、会議の妨害となるような行為をしないこと。
- 2 会議を公開しないこととする議決があったときは、速やかに退場してください。

様式第2号（第2条関係）

傍聴券

<p>小田原市教育委員会会議傍聴券</p> <p>年 月 日 No. _____</p> <p>小田原市教育委員会 印</p>
---

議案第 17 号

小田原市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則について  
小田原市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則について、議決を  
求める。

令和 2 年 3 月 24 日提出

小田原市教育委員会  
教育長 栢沼 行雄

小田原市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部を改正  
する規則

小田原市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則（平成10年小田原市  
教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中「相談係」を「教育相談係」に改める。

#### **附 則**

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

小田原市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則

[改正理由]

おだわら子ども若者教育支援センターの新設に伴い、教育指導課相談係の名称を変更するため改正する。

[内 容]

教育指導課の相談係の名称を教育相談係に変更することとする。(第2条関係)

[適 用]

令和 2 年 4 月 1 日

小田原市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則 新旧対照条文

○小田原市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則（平成10年小田原市教育委員会規則第1号）（抄）

改正後	改正前
<p>(部、課及び係の設置)</p> <p><b>第2条</b> 教育委員会事務局に次の部、課及び係を置く。</p> <p>教育部</p> <p>教育総務課 総務係 放課後子ども係</p> <p>学校安全課 保健係 給食係 学校施設係</p> <p>教育指導課 指導係 <u>教育相談係</u> 学事係</p> <p>教職員係</p>	<p>(部、課及び係の設置)</p> <p><b>第2条</b> 教育委員会事務局に次の部、課及び係を置く。</p> <p>教育部</p> <p>教育総務課 総務係 放課後子ども係</p> <p>学校安全課 保健係 給食係 学校施設係</p> <p>教育指導課 指導係 <u>相談係</u> 学事係 教職員係</p>

議案第 18 号

小田原市教育委員会文書管理規則の一部を改正する規則について  
小田原市教育委員会文書管理規則の一部を改正する規則について、議決を求める。

令和 2 年 3 月 24 日提出

小田原市教育委員会  
教育長 栢沼 行雄

小田原市教育委員会文書管理規則の一部を改正する規則

小田原市教育委員会文書管理規則（平成15年小田原市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

本則中「主管課」を「主管課等」に改め、本則の表中教育指導課の項の次に次のように加える。

教育相談係	教指相
-------	-----

**附 則**

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

小田原市教育委員会文書管理規則の一部を改正する規則

[改正理由]

教育指導課の相談係の名称が教育相談係に変更されることに伴う所要の整備を行うため改正する。

[内 容]

教育指導課教育相談係の発送文書に付する略字記号を「教指相」と定めることとする。（本則関係）

[適 用]

令和 2 年 4 月 1 日

小田原市教育委員会文書管理規則の一部を改正する規則 新旧対照条文

○小田原市教育委員会文書管理規則（平成15年小田原市教育委員会規則第4号）（抄）

改正後		改正前	
<p>小田原市文書管理規程（昭和45年小田原市訓令第1号）の規定は、教育委員会における文書の取扱いについて準用する。この場合において、文書の記号に用いる<u>主管課等</u>の略字は、次のとおりとする。</p>		<p>小田原市文書管理規程（昭和45年小田原市訓令第1号）の規定は、教育委員会における文書の取扱いについて準用する。この場合において、文書の記号に用いる<u>主管課</u>の略字は、次のとおりとする。</p>	
課等名	略字	課等名	略字
(略)		(略)	
教育指導課	教指	教育指導課	教指
教育相談係	教指相	(略)	
(略)			

令和元年度教育委員会事務の点検・評価後の状況について  
(令和元年3月教育委員会定例会報告分)

資料4

※意見は、各委員の意見の要旨を事務局で集約・編集したものを。

※進捗状況は、「完了」「着手中」「未着手」「検討中」「対応予定なし」から選択。

- 完了→意見に沿った対応が既に行われている時、理由等欄に記載した理由等により、当面、現状の取組以上の対応を想定していない場合などに選択。
- 着手中→意見に対して対応に着手したとき、意見に沿った対応が既に行われているが、十分でないときなどに選択。
- 未着手→各種事情や中長期的に取り組むべき等との認識から、現在未着手である場合などに選択。
- 検討中→意見について取り組むか取り組まないか検討中の時や、着手中とするほど進捗していないが未着手でも対応予定なしでもない場合に選択。
- 対応予定なし→意見に対応しないと決定した時などに選択。

※理由記載欄の下線箇所は、点検・評価者の指摘を受けたことにより取組が始まったもの。

※網掛けされた欄は、前回の報告から更新や修正をした箇所。

R2.2月末時点

事業名	No		意見	進捗状況	左記進捗状況である理由等
外国語教育推進事業	1	重松	予算の問題はあると思うが、初等英語科を教えられる人材が充足して来るまで、できる限り英語専科非常勤講師やALTを活用して現場の先生の負担を無くしてほしい。	着手中	今年度はALT6名、英語専科非常勤講師を3名配置しているが、学習指導要領完全実施に伴う外国語科及び外国語活動の授業時間数増加への対応として、次年度もALTや英語専科非常勤講師の増員ができるよう努める。
	2	和田	かつての英語教育は、テストで評価のしやすい授業形態であったと思うが、実際に役に立つ英語を身に付けるための評価方法に変えられないか。	着手中	中学校ではすでに「何を理解し、何ができるようになるか」という学習到達目標（Can-Doリスト）を設定し、それに基づいた指導計画を作成して授業を行っている。小学校の外国語教育についても目的・場面や状況に応じて英語を使えるような指導の工夫ができるよう指導主事学校訪問における助言や情報提供に努める。
	3	吉田	子供たちには、ALT自身の生き方や暮らす姿勢などからも学びを感じ取ってもらうことで、ALTが関わる意味が英語教育や国際理解以上のものになる。	完了	ALTは授業時間だけではなく、給食や清掃の時間などにも積極的に児童生徒と交流しており、児童生徒は、身近にいるALTから文化的な背景や多様な考え方などを学んでいる。
	4	萩原	今年、ラグビーオーストラリア代表選手の訪問があったが、外国語を使うスポーツ選手やミュージシャンなどが学校を訪問して授業をしてくれるなど、英語を使う人と触れ合い実際に使える場面ができると良い。	検討中	外国語を扱う方々の学校への訪問機会を効果的に学習に組み込むことで、児童生徒の学習意欲は増すと考える。児童生徒が受け身ではなく、目的意識をもち主体的に学習に臨むことは重要であることから、外部の方々の訪問機会があれば好機と捉え、外国語でコミュニケーションが行える機会を増やせるよう努める。
	5	津曲	外国語・外国文化への柔軟な対応が求められる時代にあつて、教育の果たす役割は期待大であり、より充実を図って欲しい。	着手中	ALT、小学校英語専科非常勤講師の配置については、児童生徒にとって英語を身近に感じることができる機会となっているため、授業時数が増える次年度に併せて増員できるように努める。

事業名	No		意見	進捗状況	左記進捗状況である理由等
進止い 事対じ 業策め 推防	1	露 木	いじめ問題の対応を学校や教育委員会だけに負わせるのは無理がある。学校でできない分野や親支援の観点として、いじめ問題対策連絡会の機能強化を望む。	検討中	関係機関の連携やつながりを実感できる連絡会を引き続き実施するとともに、次の段階として、いじめの様々なケースに応じた実質的な対応等について関係機関に依頼していくことで、対応事例・成功事例を増やしていくことに努めていく。
食 育 啓 発 事 業	1	露 吉 木 田	学校給食展がどんな効果・成果をもたらしたのか、啓発ができていないかを測れるアンケート項目の設定が必要	完了	今年度の学校給食展のアンケート項目で小田原市の学校給食に関する意見や感想を求めたところ、「地産地消の取組や小田原産の食材を知る事ができた」、「学校給食展を通して親子で給食の話題を話す良い機会になった」、「小田原市では中学校でも給食を実施していることが知ることできた」との意見や感想が多く寄せられた。さらに参加者の半数以上が学校に配布したチラシを見て参加していたことから、チラシによる周知の効果が確認できた。
	2	和 田	「弁当の日」が、作り手の気持ちを考えることや、食育のいろいろな要素の学びとして行われていることが、成果として表れているか検証が必要	完了	今年度実施した「弁当の日」の取組調査を集計したところ、「作り手に対する感謝の気持ちを考えることができた」「家庭での手伝いや料理をすることに対して楽しさや達成感を感じることができた」という児童や生徒が多くいることがわかった。また、作った弁当を友達同士で見せ合って、認められたり、褒められることで次の「弁当の日」への意欲が高まった様子を伺うこともできた。このことから、弁当づくりを通して食に対する関心を高めることができたと考えられ、成果につながったといえる。
	3	津 曲	「弁当の日」は貴重な食育体験になると思うので、実施校と回数が増えるように模索してほしい。	完了	「弁当の日」に取り組んでいる学校は、小学校は1年に1回、中学校は1年に2回実施しているが、今年度の「弁当の日」の取組調査から、「共働きで忙しくて時間が作れない」「早朝の忙しい時間は仕事がある保護者にとっては片付けまで手が回らない」などの意見を寄せられている。そのような中でも、家庭の負担の関係から「弁当の日」を実施していない中学校では、夏休みの課題として弁当作りを実施しているほか、同じく「弁当の日」を実施していない小学校でも、家庭科の時間に弁当作りの学習をしている学校もあるなど、各学校の実情に合わせて弁当作りを実施している。このように、家庭の負担等も考えると実施回数をこれ以上に増やすことは難しい現状の中で最大限に取り組んでいると考え、進捗状況を完了とした。

事業名	No	意見	進捗状況	左記進捗状況である理由等
	4	露木 弁当に限らず、家庭の中で親と一緒に調理をするということでも、作り手の気持ちを考えることになると思うので、そういう視点からの啓発事業としてもできると思う。	完了	「食に関する指導」で使用している教材（ワークシート）を、家に持ち帰るだけでなく、教材（ワークシート）に家庭での実践状況を保護者に記載してもらい、学校にフィードバックするような取組をしている学校もあることから、これを家庭の中で一緒に調理をする機会や、作り手の気持ちを考える機会が増える一つの方法と考え、進捗状況を完了とした。なお、各校の実情によりこの手法で実施していない学校もあるが、このような取組もあることを紹介していきたい。
	5	和田 自分の体に入る物を自分で管理することが大切であり、市販されている物で体に悪い物の情報も食育に含んだら良い。	完了	食に関する指導の中で、食生活の改善やバランスの良い食事など実施しており、その中で説明をしている。
	6	重松 「食に関する指導」は学校からの要請で行っているということだが、中学生は特に大事な時期であるので、しっかりと講習をしてほしい。	完了	中学校では、家庭科などの専科教員による教科と連携した「食に関する指導」が行われていることに加え、学校からの依頼により共同調理場の学校栄養職員が学校に出向き授業を行う場合もある。各校では、限られた授業時間数の中で実情に応じた形で実施しており、現状としてできる限りの講習を行っていることから、進捗状況を完了とした。 しかしながら、今後も学校栄養職員による授業を各校に周知するとともに内容の充実を図り、「食に関する指導」の充実努めていきたい。
	7	栢沼 「食に関する指導」の学校ごとの実施回数のばらつきが課題である。	完了	10月に、栄養教諭・学校栄養職員が集まる会議の中で、各学校において年度当初に策定した食に関する年間指導計画に基づき、食に関する指導が実施されるよう栄養教諭・学校栄養職員と協議した。また、学校安全課で実施状況を把握するため、実施後速やかに報告書を提出するよう依頼し、報告を受けている。
	8	露木 学校安全課が実施する食育と各学校が独自に実施する食育があるが、同じ食育ということで、どのように共有・連携していくかが課題である。	完了	学校では、食に関する年間指導計画に基づいて食育の推進を実施している。学校安全課では各学校の取組について把握し、取りまとめるなど情報の共有化を図るとともに、学校給食展において紹介するなど、事業の連携に努めている。

事業名	No		意見	進捗状況	左記進捗状況である理由等
	9	栢和沼田	教育ファーム（生産者等の指導を受けながら、作物を育てるところから食べるところまでを体験する教育活動のこと）を各校でやっているが、それが食育にどう生かされているか、把握や発表をしてほしい。HaRuNe小田原の給食展で、教育ファームの収穫物をどう献立にしているか展示してみるなどはどうか。	完了	教育ファーム推進事業としての位置付けは平成28年度で終了したものの、引き続き、学校農園や学校菜園などを活用した教育活動は、各校や地域の実情に応じて取り組んでいる。収穫された作物が給食に使われたり、食に関する指導等で生きた教材として活用している学校もあり、実施後には報告をしてもらっている。発表については11月24日開催の学校給食展において学校農園で作った農産物を給食に活用した取り組みをパネル展示やDVDで紹介した。
	10	津曲	かつて竹下和男先生が行った「弁当の日」の講演会を毎年、あるいは3年に1度、企画しても良いと思う。	対応予定なし	竹下先生の講演会については、弁当の日の事業開始に際してその意義を伝える講演であった。現時点では弁当の日は定着しており、食育の生きた教材として活用されており、再度講演会を開催する予定はない。
防災教育事業	1	栢沼	中学生には一斉防災訓練への参加など、災害時に支援する側にも回れるような力を身に付ける環境を整えてほしい。	検討中	一斉防災訓練の開催時期は例年、夏季総体開会の前週末であるため、学校行事としての参加や教育課程内での設定が難しい現状がある。また、一斉防災訓練への参加については各家庭での判断と考える。 中学校では、避難訓練の事前・事後指導の中で生徒に対し、有事の際は進んで支援者となれるよう啓発を行っている。（中学校版防災教育パンフレットにも記載あり）
	2	露木	「防災教育用パンフレット じしんだ！そのときどうする？」は、緊急時用として使うなら、コンパクトにして必要最小限となる内容に絞った方が活用できる。	着手中	<u>コンパクト化に向けた校正作業が終了した。</u> <u>令和2年度以降は、A5版で配付する。</u>
	3	津曲	「防災教育用パンフレット じしんだ！そのときどうする？」は授業の中で危機管理を学ぶ教材としての活用を希望する。	着手中	既に避難訓練時の事前指導や事後指導で、資料として活用している。今後さらに幅広い活用を各校に周知してまいりたい。
	4	栢沼	地震災害以外にも、水害や防犯、その地区の災害をテーマにしたパンフレットも今後検討されたい。	対応予定なし	市教育委員会独自に水害・防犯、各地区の災害をテーマにしたパンフレットを作成する予定はないが、小学校2年生時に、文部科学省から水害・防犯・交通安全についてのリーフレット（「たいせつないのちとあんぜん」）が配付されるほか、「学校の危機管理マニュアル作成の手引き（平成30年2月）」や「『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育（平成31年3月）」等、様々な通知や資料が配付され、各校ではこれらを参考に実情に応じて児童生徒への指導を行っている。 なお、文部科学省からの依頼「自然災害に対する学校防災体制の強化及び実践的な防災教育の推進について（令和元年12月）」を受けて、各校の「学校安全計画」「危機管理マニュアル」について適宜見直すよう依頼しているところである。

事業名	No		意見	進捗状況	左記進捗状況である理由等
	5	栢沼	起震車体験や煙体験、水流体験などを通して、子供たちに実感として危険を察知する力を身に付けてもらうのはどうか。	着手中	訓練内容については、すでに各学校の防災計画に基づき計画的に行っている。本市消防署が所有する起震車が故障して以降、現在、再整備・購入の予定はないと聞いている。また、水流体験等については県総合防災センターで体験が可能であることについて、学校に周知している。
	6	吉露田木	学校防災アドバイザーの派遣校数が少ないという課題には、派遣校数を増やす努力のほか、希望制ではなく強制にする、学校防災アドバイザーの教を学校間で共有するという対応はどうか。	着手中	学校防災アドバイザーは、令和元年度以降、希望制による派遣ではなく、計画的に各校へ派遣するように変更した。派遣校数を増やすことについては今後検討していく。
	7	和田	学校にある避難はしごを実際に訓練で使ってみてはどうか。	対応予定なし	本市の校舎設計上、火災等が発生した場合の複数の避難ルートがあり、避難はしごを利用するしか避難できない場所はないと考えている。また、避難はしごを利用した訓練を実施した際、落下等による二次的の発生が懸念されることから、避難はしごを使わないで済む避難ルートを確認している。
家庭学習の推進	1	栢沼	ドリルの具体的な活用方法を、家庭での活用も含め検討してほしい。	完了	データをHPに掲載し、家庭でも活用できるようにした。活用しやすいように「活用の手引き」を作成した。
	2	萩原	製本はせず、1枚ずつ扱えるドリルにすると活用がしやすい。	完了	冊子にしたものと、クリップ止めしただけのものを各校に配付した。
	3	和田	低学年を対象とするドリルは、放課後子ども教室で活用すれば良い。	完了	放課後子ども教室へ提供した。
	4	和田	福祉健康部が所管する生活困窮世帯への学習支援事業での活用もできる。	完了	福祉健康部生活支援課へ提供した。
	5	和田	広く一般的に使うものではなく、ターゲットを設定し、公的な機関が作成する学び直しができるドリルという位置付けはどうか。	完了	児童のつまづきやすい部分をふまえたドリルとして、現在の学年のページだけでなく、前の学年のページについても使えるよう、ホームページでデータを公開した。
	6	萩原	ドリルには対象となる学年があるだろうが、使うのはその学年に限らなくても良く、学年を表記する欄は無くても良い。	完了	どの学年で学習する内容なのかわかりやすいように、学年ごとのまとまりで作成し、国語では各ページに学年表記を入れないようにした。

事業名	No		意見	進捗状況	左記進捗状況である理由等
	7	重松	初任者の先生の研修に使えないか。先生方が蓄積してきた、子供たちがどのようなところにつまづくかという経験をこのドリルを使って学ぶことができる。	検討中	小田原市が主催する初任者研修（毎年8月）における活用について検討している。
公立幼稚園教育推進事業	1	吉田	人材確保のため臨時職員の賃金をあげてほしい。	着手中	臨時職員の中には「扶養の範囲で働きたい」と希望する者も多く、賃金の増加により、扶養を外れてしまうことを心配する意見もある。現在は、会計年度任用職員制度の周知に努めている。
	2	吉田	今後、公立幼稚園の統廃合という話もあると思うが、費用がかかっていることなので、早く考えた方がよい。	着手中	公立幼稚園の統廃合は認定こども園整備と合わせ検討する。方針決定から実現まで時間を要する事業であることから、方針を早めに決定するよう取り組む。 なお、前幼稚園については、幼稚園の安全を懸念する陳情があったこと等を受け、令和元年11月、地域住民との話し合いを開始した。
	3	吉田	現在、園児数が少ない園もあると思うが、少人数であることで丁寧な保育できるという特色を出すという考えもある。	着手中	教育委員会事務局としては、少人数保育による丁寧さの利点よりも、むしろ集団規模の減少による園児同士の刺激が少ないことの課題を懸念しているところではある。 なお、令和元年11月、前幼稚園について、地域住民との話し合いを開始したが、同じく丁寧さを評価している意見があった。 今後は、地元の意向を十分に聞きながらも、子どもにとって、最適な教育環境の整備に努めていく。
	4	萩原	私立幼稚園に、よりインクルーシブ教育に目を向けてもらうため、公立・私立幼稚園の交流を進めてほしい。	着手中	今年度、私立幼稚園職員を含め「幼保公私」の意見交換会を開催するなど私立との連携を強めている。今後は、こうした意見交換会等を活用し、私立幼稚園を含め市全体の幼児教育の質を高めていく。
実通特 事級別 業指支 導援 教相 室談 充・	1	和田	インクルーシブ教育について現場の先生の意識改革は必要であり、今後も啓発活動を継続して行ってほしい。	完了	平成29年度から令和元年度の3年計画でインクルーシブ教育の周知・理解・推進を図ってきた。これまでの成果と課題を整理し、令和2年度以降も学校訪問をしながら、より一層教職員の意識を高めていく予定である。
放課後	1	重松	スタッフ集めの課題解消として、中学校の時間講師を活用できないか。	検討中	安全管理員の業務に、宿題やプリントの丸付けや音読の聞き取りをさせることを含め、少ない学習アドバイザーで実施できるよう取り組みを始めており、中学校の時間講師の活用については、今後のスタッフ募集の際の参考とする。

事業名	No		意見	進捗状況	左記進捗状況である理由等
子ども教室推進事業	2	露 栢 木 沼	今後、事業を拡大したり申込者が増えていけば、いずれ支援が必要な子の受入体制が課題となる。その時にどうするかを考えておく必要がある。	着手中	支援の必要な児童が申し込んだ場合は、スタッフを加配することが必要となるので、引き続きスタッフ確保に努めていく。
	3	萩 原	現在は、学習支援を中心に行うことから、教員免許を持っている者を学習アドバイザーとしているが、全員が教員免許を持っている必要はなく、3人のうち1人が持っていれば良いなど、運営の仕方ですらスタッフ集めの課題を解消できないか。	着手中	安全管理員の業務に、宿題やプリントの丸付けや音読の聞き取りをさせることを含め、少ない学習アドバイザーで実施できるよう取り組んでいる。
	4	和 田	子ども食堂が増えてきており、またそこでも宿題をやっているところも多いので、連携していくと良いのではないかと。行政と民間の役割分担など、小田原市としての望ましい姿を考える時が来ている。	検討中	青少年課と子どもの居場所の考え方をまとめるため、調整を行っている。学校を中心とした居場所づくりと、地域における居場所づくりを進めて、互いに連携、協力することを盛り込んでいく。
	5	津 曲	週3日開催を目標に努めてほしい。	着手中	開催日を増やせるよう、学校と調整するとともに、開催に必要なスタッフの確保に努めている。
幼 学 校 施 設 維 持 ・ 管 理 事 業 （ 小 ・ 中 ・	1	津 曲	PTAの保護者の中には、学校の修繕の計画が十分に理解がされていないケースがあるので、要望を出しているにも関わらず実施されない項目（繰り返しされたもの）について、理解を得られるように学校長とPTA役員との説明のテーブルを持ってもらえると良い。	検討中	年度途中の日常的な修繕依頼については、緊急的なものは直ちに実施しており、緊急性がないもので、すぐに対応しないものは、その時に理由等を説明している。また、前年度学校要望で実現出来なかった修繕工事の要望については、当該年度の学校要望の聞き取り（5月～6月）を、学校長および教頭の出席にて学校安全課職員と行っており、その時に昨年度実施した内容について大まかな優先順位付けの説明している。そのため、PTA役員への説明が必要な場合も、基本的には各校で対応できるものと考えており、年度当初の校長会連絡調整会議において、その年度の実施工事内容をお伝えしているので、工事予定や未実施である修繕対応について、学校側よりPTA関係者に説明して頂けるよう依頼する。